

令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

補助金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金	介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するとともに、平時から緊急時に備えた応援派遣体制を構築することを目的とする。	令和5年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱3(1)（令和5年3月28日厚生労働省老健局長通知老発0328第3号）に基づき行う事業に要する次に掲げる経費報酬、給与、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役員費、使用料及び賃借料、委託料、需用費	10/10 ただし実施要綱別添3に定める額の範囲内 なお、別添3に定める基準単価は年度単位で適用する。	介護サービス事業所・介護施設等を運営する者

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。ただし、交付の申請前に補助事業が完了している場合は、申請額一覧を実績額一覧と読み替えるものとする。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付申請書	規則の別記様式第1	1	1 総括表	別添様式 1、4、7、10	1	知事が別に定める日
			2 事業所・施設別申請（実績）額一覧	別添様式 2、5、8、11	1	
			3 事業所・施設別個票	別添様式 3、6、9、12	1	

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表に掲げる事業ごとの基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付条件)

第5条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（市町村が交付を受けた場合は単価50万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けず、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第3号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- (8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（市町村が交付を受けた場合は単価50万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 事業を行う者が前各号の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に納付させることがあること。
- (10) 事業と対象経費を重複して他の交付金等の交付を受けてはならないこと。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目及び工事種類を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の10パーセント以上の変更をすること。

(変更の承認)

第7条 第5条第1号の規定による知事の承認を受けようとする場合には、別紙様式第4号に

よる変更承認申請書に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金に係る事業の実績報告書	規則の別記様式第2	1	1 総括表	別添様式 1、4、7、10	1	知事が別に定める日
			2 事業所・施設別申請(実績)額一覧	別添様式 2、5、8、11	1	
			3 事業所・施設別個票	別添様式 3、6、9、12	1	

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
令和5年度栃木県新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付額の決定(確定)通知書の写		1	知事が別に定める日

附 則

- この要領は、令和3(2021)年4月1日から適用する。
- この要領は、令和6(2024)年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要領は、令和4(2022)年4月1日から適用する。ただし、附則第2項の改正は、令和4(2022)年3月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年4月1日から適用する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から適用する。

附 則

この要領は、令和5(2023)年10月1日から適用する。